

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに 関する検討会 第1回における主な御意見

令和6年9月5日
個人情報保護委員会事務局

第1回検討会における主な御意見

※ 第1回検討会において構成員・関係団体から発言があった内容及びプレゼン資料に掲載されていた意見を掲載。

検討会について

- わが国のデジタル社会の在り方という観点から、例えば個人情報等に関する概念の整理や、昨今の技術の進展を踏まえたプライバシー／セキュリティ／データの利活用のバランスの在り方など、本来議論を深めるべき論点は他にも多数存在。【日本経済団体連合会】
- 課徴金制度、個人の権利救済手段の在り方のみにとらわれず、個人情報保護法（以下「個人情報」という。）の在り方に立ち返り、テーマの本質等に応じたメンバーを改めて選定の上、マルチステークホルダーで議論を深めるべき。【日本経済団体連合会】
- 既に課徴金制度等の導入に前向きな構成員が過半を占めていると合理的に考えられる中、経済界では「公平性・中立性を著しく欠く」との見方が一般的。【日本経済団体連合会】
- 多くの人が賛成、反対というのは、社会の状況を踏まえたときにあり得ること。そこで賛否の数が同じであるべきというのはあまり生産的でない。しっかりしたメンバーを集めて多くの人が賛成するというのは、世の中全体として賛成の要請があるからだと考えてもよいのではないか。【森構成員】
- 中間整理の内容に加えて、パブコメの意見も踏まえて、会議の運営や検討事項の優先課題を決めるべきではないか。【若目田構成員】

第1回検討会における主な御意見

総論

- 個人情報保護委員会（以下「個人情報委」という）は、透明性のある公開での議論の場を設け、3年ごとに見直しを実施する必要がある。【全国消費者団体連絡会、日本IT団体連盟】
- 今回、経済界、有識者、地方公共団体等からヒアリングを行っているが、消費者・消費者団体に対する意見の聞き取りが少ない。【全国消費者団体連絡会】
- 論議を公開して進めるとともに、国民の理解を促進するような情報提供が必要。【全国消費者団体連絡会】
- 個人情報の取り扱いが現状どのようになっているのかを明確にすることがEBPMに基づいて政策形成をしていくためには不可欠。【日本IT団体連盟】
- 今般の検討を契機として、デジタル社会における個人の権利利益の保護とデータの利活用に関する俯瞰的な規律のあり方について、議論が深化することを歓迎。【日本経済団体連合会】
- 今回の見直しのタイミングで数多くの論点をすべて網羅的に議論し尽くすことは困難。3年ごとの見直しという年限に形式的にとらわれることなく、丁寧かつ継続的な検討が必須。【日本経済団体連合会】
- デジタル競争力ランキング（IMD）において、日本は64か国中32位と低迷。データの利活用には既に最下位（64か国中64位）。こうした中、事業者に委縮効果をもたらす法制度の導入は、多様な主体による社会課題の解決と生活者価値の創造を著しく阻害。【日本経済団体連合会】
- データ社会が進展する中で、この法律が何を守るべきかという法の目的といったところまでさかのぼった議論をする必要があるのではないか。中間整理の最後のページにある個人情報等に関する概念の整理といった根幹の議論等の土台を固めた上で、個別の議論を進めるべきではないか。【若目田構成員】
- 個人情報そのものの取得で収益化しようとする事業者は、必ずしも多くはない。生活者の行動を正確に把握することにより、適正な生産や物流や交通が実現し、SDGsや社会課題解決に貢献する側面もある。個人データを農業、製造業、物流、小売り、行政、ステークホルダーで共有して社会貢献やイノベーションに資するような企業のデータ活用の在り方もある。【若目田構成員】

第1回検討会における主な御意見

総論（つづき）

- 個人情報保護の基本方針を内閣に建議し、それが閣議決定されている立場である観点から見た際に、データガバナンス全体の取組を進めていく中で、必要とされる施策、法改正、法運用についてしっかりと丁寧に議論すべき。【穴戸構成員】
- 能動的サイバー防御の議論において、様々な法分野、規制当局との関係での漏えい報告の合理化のような話があった。そういったものと、こちらの議論は歩調を合わせる必要がある。【穴戸構成員】
- 3年ごと見直しと、他のデータ戦略に関連する政策の動向を的確に調整していく必要がある。その中には、2021年の構造改革のためのデジタル原則において、課徴金制度の活用ももともとデジタル政策全体で有効な手段であるということが書かれているが、デジタル政策に関する全体あるいは関連する様々な取組全体を見ながら少し丁寧に議論していくことが重要。【穴戸構成員】
- 立法過程における公平性・中立性については非常に重要であり、経済界と消費者団体の影響力の違いや資金的な格差も近年指摘されている。ロビーイングの透明化や消費者団体との資金的な格差の調査などが今後進んでいくことは重要。【山本構成員】
- EBPMという観点からは、1点目として、個人関連情報を含むプロファイリングやセグメンテーションの在り方に関する実態調査が本来必要なのではないかと。【山本構成員】
- 不安が個人情報の取得、管理、利用、アウトプットといった取り扱いのどの段階で生じているか、それぞれにおいてどこが心配になってくるのかということのすり合わせが必要。【新経済連盟】
- 悪質事案というワードがよく出てくるが、どこに悪質性があり特殊性があるのかをしっかりと分析した上で、どういった対策が効果的なのか分析が必要。現在の勧告・命令スキームがスムーズに進まない理由もしっかりと考える必要がある。【新経済連盟】
- 「実体ルールがどうあるべきか」という問題と、「実体ルール違反者への法執行がどうあるべきか」という問題が、区別されていないのではないかと。今回は、新たな保護ルール（実体ルール）を増やそうという話ではなく、すでにある実体ルールをしっかりと守らせようという、後者の問題を取り上げる場。両者を混在させた主張をされると、議論が一向に進まないと危惧する。【中川構成員】
- データを提供することへの消費者側の萎縮効果、どういう不安を抱いているのかということについての調査も今後検討していくうえで必要。【山本構成員】

第1回検討会における主な御意見

中間整理について

1 はじめに

- 多くの重要な論点が含まれており、特に規制強化につながる論点は、いずれも実務に大きな影響を与えるものであることから、結論を急いで拙速に法改正することは避けるべき。【新経済連盟】
- 実態把握や影響分析、立法事実の確認をしっかりと行った上で、慎重に時間をかけた議論が必要。【新経済連盟】
- 中間整理のパブリックコメント終了後もステークホルダーとの継続的な議論を行っていくという方針に賛成。【新経済連盟】
- 各分野において関係する他省庁も含めて議論する必要がある。ビジネスやサービスの実態を踏まえて利活用と保護のバランスをとるためにも、丁寧かつ密なコミュニケーションが重要。【新経済連盟、日本IT団体連盟】
- 利活用を促進するための官民連携の枠組みを作り上げていくことを期待。【新経済連盟】
- デジタル化の急激な進行によって、より大量に個人情報を取り扱うビジネスが現れ、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクのある事案が想定以上に増加。これらの実態を踏まえ、迅速・適切に法改正を行うことが、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という法の趣旨を実現するものとする。【全国消費生活相談員協会】
- 個人情報第1条が「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮」することを定め、令和2年改正法附則第10条で「個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し」と規定されていることに照らして、個人情報保護委員会として、具体的にどのように個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を捉えているのかを明確にしておく必要がある。【日本IT団体連盟】
- 「匿名加工情報」、「仮名加工情報」の具体的活用状況、「個人関連情報」が個人情報を巡る規律（例えば電気通信事業法の外部送信規律との関連）の中でどのような役割を果たしているのか、EUとの十分性認定により行われている個人情報の流通の実情がどのようになっているのか、について十分な説明を頂きたい。【日本IT団体連盟】
- 企業として既に多大なリソースを投じて個人情報を保護する取組みを実施している中、新たな罰則等が導入されれば、「指導等を受けること＝一種のペナルティ」と意識している経営者等は、ここにリソースの大半を投じざるを得ず、価格上昇やサービス低下を招来し、結果的に消費者利益に逆行する。【日本経済団体連合会】

第1回検討会における主な御意見

<p>2 個別検討事項 2-1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方 2-1-(1) 個人情報の適正な取り扱いに関する規律の在り方 ア 要保護性の高い個人情報の取扱いについて（生体データ）</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 生体データを要配慮個人情報に含め、利用目的の特定の義務付けや利用について本人が直接関与できる仕組みを導入すべき。【主婦連合会、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会】■ 制度検討に当たっては主要国の生体データの取り扱いを参考にすべき。【主婦連合会】■ 生体データやこどものデータに関する論点については、その定義や範囲、求められる措置によって、社会やデータ主体の利益のために利活用すべき分野や実務に大きな影響を及ぼしうることから、やはりステークホルダーを交えて実態の把握や影響分析をしっかりと行ったうえで慎重に議論する必要がある。【新経済連盟】
<p>イ 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 本人が個人情報を提供することが、事実上本人に選択の余地がないケースにおいては、利用目的とその達成に必要な情報の範囲を明確にし、それを超えた取得・利用に関して、より厳格に「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律を適用すべき。【主婦連合会】■ 連絡可能という理由で個人関連情報に対して個人情報と同様の規制をすることには強く反対。【新経済連盟】■ いわゆる個人関連情報は個人情報であると整理すべき。現状では、事業者が個人関連情報を取得し、それによって本人へのアクセスが可能になり、個人がさまざまな被害にあうケースが増加している。またスマートフォンのアプリ等を通じて、端末識別符号や利用状況などの情報を、本人が知らない内に密かに収集するなどの行為も見受けられる。欧州等では電話番号、メールアドレス、cookie等は単体で個人情報とされているが、そのことによる問題は聞いていない。【全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会】

第1回検討会における主な御意見

<p>2 個別検討事項 2-1-(2) 第三者提供規制等の在り方（オプトアウト等）</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 現行の「オプトアウト届出制度」の規定ぶりは、不適正な利用の温床になり得るものであり、個人情報保護の規定を「骨抜き」にしている面が否めない。規定内容を見直すべき。【主婦連合会】■ 本人の関知しない間に個人データを第三者に提供し、かつ本人が申し出をした際にはすでに第三者に提供済み、というケースが発生することは容易に想定できる。個人データの第三者提供には本人同意が原則必要と考える。併せて、事業者が第三者に提供した場合と第三者から提供を受けた場合、必ずデータ授受の記録を作成する必要がある。【全国消費者団体連絡会】■ 社会的に真に必要な範囲に絞ってオプトアウト制度の存続を認め、それ以外については、原則通り本人の同意なしに第三者提供を認めないとするべき。消費者トラブルの根本に、いわゆる名簿屋による名簿の悪用があることを強く認識している。またこれまでのオプトアウト制度の規制強化が必ずしも功を奏していないことは中間整理に列挙されている事例が示している。加えて、消費者が権利行使として提供停止等を求めた場合、当該事業者から本人確認のためと称して免許証、マイナンバーカード等の提示等、それまで事業者が不知であった個人情報の提供をも求められるのが通例であり、これでは消費者が正当な権利行使を躊躇せざるを得ない。【全国消費生活相談員協会】
<p>2-1-(3) 子どもの個人情報等に関する規律の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 諸外国の法令を参考に、子どもの個人情報保護を強化すべき。具体的には、利用停止等請求権の拡張、安全管理措置義務の強化、責務規定の明記などを検討し、導入することを求める。【主婦連合会、全国消費者団体連絡会】■ こどもの脆弱性・感性及びこれらに基づく要保護性を十分に考慮するべき。現行の個人情報保護法は諸外国の法令と比較して、子どもを守る観点で極めて不十分。【主婦連合会】■ こどもの未熟さ、脆弱性、リスク等のありようについては異論の余地がないと思われ、こどもの個人情報について個人情報保護法において、法定代理人の同意を必要とするものの明記、安全管理措置義務の強化の規律を設けることに賛成。【全国消費生活相談員協会】■ 年齢基準について、GDPR 規定などを参考に検討すべき。【全国消費者団体連絡会】■ 年齢の線引きについては、民法と平仄を合わせて、18歳未満を子どもとすることが、国民にとって理解しやすく法的安定性も担保するのではないか。【全国消費生活相談員協会】

第1回検討会における主な御意見

2-1-(3) こどもの個人情報等 に関する規律の在り方 (つづき)

- 現状、最も問題とされるのは、当該こどもの関心・嗜好を分析推測し、判断力が未熟であるこどもに対して、飲酒・ギャンブルその他こどもの心身に著しい影響を与えかねない広告を送りつける、いわゆるターゲティング広告。大人であっても困惑するこの種のターゲティング広告については、少なくともこどもに対しては明確に規制する必要がある。【全国消費生活相談員協会】
- こどもへのターゲティング広告の話があったが、これはゾーニングの話か、個人情報の利用の話かなど明確にしないと話が進まないような気がする。問題視されている部分の因数分解をしてすり合わせできたらよいのではないか。【新経済連盟】
- 「因数分解」に関する新経済連盟の御意見に賛成。【穴戸構成員】※チャット機能にてご投稿
- 生体データやこどものデータに関する論点については、その定義や範囲、求められる措置によって、社会やデータ主体の利益のために利活用すべき分野や実務に大きな影響を及ぼしうることから、やはりステークホルダーを交えて実態の把握や影響分析をしっかりと行ったうえで慎重に議論する必要がある。【新経済連盟】(再掲)

第1回検討会における主な御意見

2-1-(4) 個人の権利救済手 段の在り方

- 法の規定に違反する個人情報の取扱いに対する抑止力を強化し、また、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるため、適格消費者団体を念頭に、団体による差止請求制度や被害回復制度の枠組みの導入を求める。【主婦連合会、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会】
- 団体による差止請求や被害回復請求の制度の導入には強く反対。【新経済連盟、日本経済団体連合会】
- 団体による差止請求について、個人情報の分野については、「法に違反する不当な行為」の外形的な判断が困難であり、事実関係の詳細な調査や専門性も求められるところ、団体による差止請求制度を導入した場合、実際は当該事業者とは関係のない事象であっても疑いをかけられて差止請求を想定した申し入れ等が発生するなど、事業活動に大きな委縮効果を及ぼす懸念がある。【新経済連盟】
- 被害回復請求制度については、事業者の過失による漏えい等事案の公表をきっかけに、被害と認識していない消費者も含めて団体が多額の賠償を請求することが可能になると、事業者への委縮効果は計り知れない。【新経済連盟】
- 先般の消費者裁判手続特例法の改正において財産的損害と併せて請求されるもの、又は故意により生じたものについては慰謝料請求が可能となっているところ、改正の際の議論過程を踏まえ、まずはその施行状況を見守るべき。【新経済連盟】
- そもそも個人では訴訟等を起こすことが難しい現状にある中で、消費者裁判特例法を活用して消費者団体に対応することは、必要最低限な方法。正当に事業を行っている事業者には、この制度が導入されても問題はない。【全国消費者団体連絡会】
- 個人データの利用停止または消去の請求は、現実には、消費者個人と事業者の専門知識や交渉力の差が大きく、加えて費用や期間の負担もあり、法定されているにも関わらず個人の権限行使が行われずに、いわば泣き寝入りしている例が少なくない。適格消費者団体が、個人情報保護法に違反する行為について、個人に代わって差止請求を行う制度を取り入れれば、個人の権利救済に大きく資することになる。【全国消費生活相談員協会】
- 適格消費者団体による団体訴訟が実質的に機能するためには、端緒情報の取得や個人情報保護委員会との連携等に加えてさらなる検討が必要。【全国消費生活相談員協会】

第1回検討会における主な御意見

2-1-(4) 個人の権利救済手 段の在り方(つづき)

- 経済界が導入に反対しているのは、これまでの個人情報による執行等の根拠・基準等が極めて不透明で、強い不信感を惹起していることに起因。国家アクターによる高度なサイバー攻撃の脅威が増大している中、然るべき対策を講じていても漏えいを防げないケースもある。【日本経済団体連合会】
- 適格消費者団体の性質等によって、企業への影響度合いが計り知れない中、適格消費者団体による上記制度を導入することは事業者に対する委縮効果を惹起。【日本経済団体連合会】
- 現行法上、利用停止等請求や差止請求が効果的に機能していないのであれば、その要因を分析されたい(例: 制度上の欠陥、現行制度が広く利用されていない、等)。併せて、①実際に被害が発生しているケース、②「課徴金制度等がないがゆえに解決できなかった」というケース、を示されたい。【日本経済団体連合会】
- 個人情報に対する信頼感がないのであれば、個人情報法の執行に代わって別の主体が法の実効性を確保する機能を果たす団体訴訟については、賛同してよいのではないかと。【森構成員】
- 適格消費者団体の性質によって多く提訴されることだが、適格消費者団体による差止請求・被害回復請求は極めて低調であり、その点はEBPMで主張してはどうか。【森構成員】
- 適切な安全措置を講じていけば漏えいの訴訟で負けることはないため、心配する必要はない。【森構成員】

第1回検討会における主な御意見

2-2 実効性のある 監視・監督の在り方 2-2-(1) 課 徴金、勧告・命令等の 行政上の監視・監督手 段の在り方 ア 課徴金制度

- 課徴金制度の導入には強く反対。【新経済連盟、日本経済団体連合会】
- 保護規制への対応を行いつつデータの利活用がなかなか進んでいない現在の日本の状況を踏まえると、課徴金の導入をした場合、委縮効果しかもたらさないと考える。課徴金制度によって対応しようとしている、問題視されている事案がどのようなもので、それに課徴金制度が効果的なのかどうか不明確。【新経済連盟】
- まずは利活用が進む仕組みをしっかりと整えたうえで、データを利活用した課題解決や新しいことにチャレンジしやすい環境を整えることが重要。保護と利活用のバランスをとりつつ、全体としてどのような制度が望ましいのか、日本国内におけるデータ利活用の促進状況等も踏まえ慎重な議論が必要。【新経済連盟】
- 課徴金制度の導入は、特に国内事業者に対して非常に強い萎縮効果を生じさせる懸念があり、その導入の要否については極めて慎重に議論されるべきである。そのため、課徴金制度の検討の前提として丁寧に立法事実を検討頂きたい。【日本IT団体連盟】
- 課徴金が導入された場合、サイバー攻撃者に対して身代金を払う方が経済的な利益があるという判断を行い、報告義務にも従わず課徴金も逃れるといった事態が発生する可能性もあり、課徴金制度が社会全体の安定を却って損なうというような事態をどう避けるかについても説明いただきたい。【日本IT団体連盟】
- 課徴金制度導入の是非を議論する前に、確信犯的な事案に対処すべく、現行の勧告・命令、刑事罰が実効的に機能するように運用を見直すことが先決。これまでの法執行を通じて個人情報に蓄積されたデータのアセスメントが不十分。規制強化／罰則導入ありきではなく、EBPMの観点から現行の運用では不十分な点や政策効果等、慎重に分析すべき。【日本経済団体連合会】
- 課徴金制度導入によって、法目的（第1条「…個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること…」）の達成を著しく阻害。日本のデジタル競争力が低下の一途を辿っている現状に歯止めがかからず、一層悪化することが想定される。【日本経済団体連合会】
- そもそも経済界が導入に反対しているのは、これまでの個人情報による執行等の根拠・基準等が極めて不透明で、強い不信感を惹起していることに起因。事業者の大多数は適切に法令を遵守。国家アクターによる高度なサイバー攻撃の脅威が増大するなど、然るべき対策を講じて漏えいを防げないケースもある中、日常的な「報告疲れ」もあって既に委縮しているのが現状。「新破産者マップ事案」や違法な名簿販売など、確信犯的な事案を除き、大多数の漏えい事案は意図せざる結果として発生。一部の悪質な事案のために全ての事業者を課徴金制度の対象とすることは、適切なデータ利活用の促進、安全管理措置を講じる事業者にとって、大幅なコスト増加と甚大な委縮効果を惹起。【日本経済団体連合会】

第1回検討会における主な御意見

ア 課徴金制度（つづき）

- ①実際に被害が発生しているケース、②「課徴金制度等がないがゆえに解決できなかった」というケース、を示されたい。【日本経済団体連合会】（再掲）
- 悪質な違法行為を抑止する効果が期待できる課徴金制度の導入を求める。【主婦連合会、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会】
- 諸外国の考え方、規定を参考にすべき。【主婦連合会、全国消費生活相談員協会】
- 違反行為を行った事業者に対して、指導・勧告・命令のみでは、違反を通じて得た利得が事業者の元に残ってしまう。事業者が重大な違反を起こさないためにも、事業者は個人データの漏えいなどを起こさないような措置を講じて、緊張感を持って個人情報を取り扱うことが必要。【全国消費者団体連絡会】
- 不法収益の発生を含め、著しく悪質性の高い事案が続出しているが、「やり得」が放置され、消費者の被害回復はなされていない。現行法の指導・勧告・命令の監視・監督手段では、悪質事案発生を抑止力になっていない。【全国消費生活相談員協会】
- 法執行の問題に絞って議論する場合は、「実体法ルール違反はあった事案」ということを前提にしなくてはならないということを確認されたい。その上で、課徴金が法執行として有効であることについては、「萎縮効果」を言っている以上、自認されていると思う。不法収益を得た違反行為の場合、それを（+α）で取りあげることが有効であるというのは非常に広く認められたことであると思う。【中川構成員】
- 課徴金と同じ発想の制度は日本においてもいくらでも例はある。非常に単純な人間心理で、損することで次から違反を抑止する。そうした場合にEBPMが必要なのは、いくら課徴金が課されたらどれだけ行動が変わるかという細かい設定についてであって、そもそもこの制度の存在意義があるのかということにEBPMは使わないのではないか。結局なぜ法律違反が明らかである場合に課徴金を入れてはいけないのかという理由はどなたも述べられていない。【中川構成員】
- 破産者マップのような悪質な事例に対して課徴金をかけるということは、絶対に必要だと思っている。このような課徴金がなぜ努力をしている優良な企業の萎縮につながるのか、ユーザーとしては理解ができない。【長田構成員】

第1回検討会における主な御意見

イ 勧告・命令の在り方	<ul style="list-style-type: none">■ 法違反により個人の権利利益の侵害が差し迫っている場合に直ちに中止命令を出せるようにすべき。【主婦連合会、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会】■ 取扱いの中止のほか個人の権利利益の保護に向けた措置を求めることができる規定を求める。【主婦連合会】■ 個人情報取扱事業者等のみならず、これに関与する第三者に対しても行政上の措置をとれるようにすべき。【主婦連合会、全国消費生活相談員協会】■ 勧告・命令については、命令に至った事案がほとんどない現状をふまえ、どのような事案を対象としてどのような見直しが効果的なのか、必要性の有無や手続保障にも配慮しながら検討いただきたい。【新経済連盟】
2-2-(2) 刑事罰の在り方	<ul style="list-style-type: none">■ 個人情報不正に取り扱われた悪質事案の類型が様々であることを踏まえ、現行法の規定では不十分な点を洗い出し、処罰範囲を広げることを求める。【主婦連合会】■ 不正の目的で行われた法違反について罰則の引き上げに賛成。一度漏れいすれば回収は事実上不可能とされる個人情報については、現行の罰則のままでは社会的要請に応えていないとは評価できず、罰則の強化が行われるべき。【全国消費生活相談員協会】■ 刑事罰の在り方については、「悪質事案」と呼ばれる事案を分析・整理し、それらの悪質性はどこにあるのか見極めたうえで、効果的なものとなるよう慎重に検討いただきたい。【新経済連盟】■ 個人データの取扱いに関して、この間、従業員により悪意を持って行われた大規模な不正取得事例が多発。そのような悪質な行為に至らないよう、個人情報を不正に取得した個人・組織を直罰規定の対象とするべき。【全国消費者団体連絡会】

第1回検討会における主な御意見

2-2-(3) 漏えい等報告・本人通知の在り方

- 現行の漏えい等報告の規律の合理化の検討は慎重に進められなくてはならない。事業者都合から軽々に規律をゆるめるべきではない。【主婦連合会】
- 個人情報保護委員会への報告期限は現状を維持し、かつ対象の人数に関わらず、速やかに本人に通知し、併せて漏えいされた本人を保護するための施策を講じるための規律を設けるべき。【全国消費者団体連絡会】
- 漏えいは人数の問題ではなく、漏えいした事実こそ着目すべき。また、個人の権利利益を害する漏えいの「おそれ」がある場合にも、委員会への報告や本人通知を早急に行うことが必要。何より本人通知を行うことで、対象者自らによる早期に対処につながり、有効である。【全国消費者団体連絡会】
- 関係団体等からはこれらの義務が事業者の過度な負担になっているという意見が出されているようだが、漏えいを起こしてしまった事業者として、誠実に対応すべき。GDPRでも個人データ侵害や高いリスクを発生させる可能性がある場合に、遅滞なく通知を義務付けおり、参考として規制すべき。【全国消費者団体連絡会】
- 漏えい報告については、個人情報保護委員会が事態を早急に把握し措置を取るための制度であり、その趣旨を損なわない限度において一定の合理化はあり得る。しかし、本人通知については本人が漏えいの事実を知る唯一の方法。本人の権利利益を保護するために自己防衛をする必要があり、現行制度は確実に維持されるべき。【全国消費生活相談員協会】
- 現状、漏えいしていても本人通知や個人情報保護委員会への報告をしない悪質な事業者が存在すると推測。そうした端緒情報を把握するための通報窓口や公益通報制度の活用等を検討することを求める。【全国消費生活相談員協会】
- 「漏えい等報告の趣旨は、委員会が事態を早急に把握し、必要な措置を講ずることができるようにすることに」あるとしているが、サイバー攻撃を受けたケースについて、個人情報保護委員会が具体的にどのように必要な措置を講ずることができるのか、サイバーセキュリティの専門家の人数及び体制を含めて詳細を説明頂きたい。【日本IT団体連盟】

第1回検討会における主な御意見

2-2-(3) 漏えい等報告・本人通知の在り方(つづき)

- ①漏えいした個人データが提供元以外では特定の個人を識別することができず、当該データおよび提供元以外の者が通常取得できるデータを組み合わせても本人に到達することができない場合、②提供元との間で提供された個人データを適切に取り扱う義務を負う契約関係等のある他者に対する漏えいが生じた場合、③漏洩した個人情報が多数によって既に取得されている、あるいは公表されている項目(氏名、性別、組織名など)の場合、などは本人の権利利益の侵害は通常想定されないことから報告等の義務を不要としてはどうか。【日本IT団体連盟】
- 「おそれ」の現在の解釈や運用を見直し、個人の権利利益侵害が発生するリスク等に応じて、漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化を検討することに賛成。【新経済連盟】
- 違法な第三者提供について、報告義務を課すべき。【主婦連合会、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会】

第1回検討会における主な御意見

2-3 データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方 2-3-(1) 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方

- 生成AIに関して「社会にとって有益」で「公益性が高い」ものという一面的な捉え方を前提に扱うことに、消費者・市民として強い違和感がある。【主婦連合会】
- 生成AIのような技術は、社会、そして個人にとって有益である場合がある一方で、本人の権利利益を侵害する可能性もまた極めて高い技術であることは現代社会の共通認識である。【主婦連合会】
- 安易に現行の例外規定の枠を広げるべきではない。医療情報等も含め、利活用については、徹底した透明性が必要であり、仮に例外規定を広げる場合には、消費者を含めた慎重な議論が必要である。【主婦連合会】
- 同意を要しないデータの利活用については、現行法の同意を要しない要件を見直し、公益性が高い利活用はもちろんのこと、契約の履行に伴う個人情報の提供や、犯罪・不正利用防止目的などの利活用が認められるような制度にするとともに、AIにおけるデータの利活用については、阻害するのではなく、適切な利活用が促進されるような方向での議論を期待。【新経済連盟】
- デジタル化の中で、利活用の促進が優先ではなく、本人の権利利益の適切な保護こそを第一義とした法制度とするべき。【全国消費者団体連絡会】
- 既に生成AI等の社会基盤になりうる新技術が急激に発展・浸透し、膨大な量の個人情報を取扱うサービスやビジネスが生まれている実態を踏まえれば、例外規定の在りようについて早急に検討する必要がある。その際、例えば生成AIの開発において、要配慮個人情報を取得してしまう場合などにおいて、少なくとも、要配慮個人情報が不当に利用されないことが担保されているか、本人の不利益を上回る公益的利益があるのか等について、社会的要請の有無、公益性の程度などの観点から早急に検討される必要性があり、消費者にとって安全かどうかの判断ができる技術であるべき。【全国消費生活相談員協会】
- 本人同意に加えて、契約履行のために必要な場合や正当な利益がある場合についてもデータ利活用ができる旨の条項の追加を頂きたい。また、WEB上に記載されており誰でもアクセス可能な個人情報については記載の目的に沿った利用であれば本人同意なく利活用できる旨についても追加頂きたい。【日本IT団体連盟】

第1回検討会における主な御意見

2-3-(2) 民間における自主的な 取組の促進	<ul style="list-style-type: none">■ PIAなどの自主的取組のインセンティブ設計についても前向きに検討すべき。【新経済連盟】■ PIAの実施と個人データの取扱いに関する責任者の設置を義務付けるべき。PIAについて、日本ではあくまでガイドラインの中での位置付けだが、GDPRにおいては実施が義務付けられている。個人データの取扱いに関する責任者について、多くの大企業で設置済みの状況。組織の大小を問わず、国として個人情報保護法の順守のために取り組みの推進を行うべき。【全国消費者団体連絡会】
2-4 その他	<ul style="list-style-type: none">■ PETsなどの保護技術の利用推進についても前向きに検討すべき。【新経済連盟】■ データの利活用をしようとしている事業者等から、利活用に関する悩みや課題などの事例や意見を吸い上げ、利活用を促進するための検討を継続的に行う枠組みを作るべき。【新経済連盟、日本経済団体連合会】■ その他に列挙された事項（プロファイリング等）について、早急に検討すべき。【全国消費者団体連絡会】■ 個人情報の定義の見直しにも着手すべき。【日本IT団体連盟】
その他、中間整理以外 に関する意見	<ul style="list-style-type: none">■ 個人情報をめぐって実際に発生している事象を法制度に反映して、個人情報の適切な管理と個人の権利利益の保護のため、個人情報保護委員会は、政策と執行を一元的に担うべき。【全国消費者団体連絡会】■ 自治体に預けているデータがどんなクラウドに載せられるのかということについて、住民の方々に選択肢を与え、個人情報のデータ主権を守ることも検討していただきたい。【日本IT団体連盟】